

民間建築物の耐震化に関する支援策について(H23年度)【補助】 No.1

制度名	私立学校施設整備費補助 (私立高等学校等施設高機能化整備費)	私立幼稚園施設整備費補助	住宅・建築物安全ストック 形成事業
支援対象	耐震診断 補強設計 耐震改修工事	耐震診断 補強設計 耐震改修工事	耐震診断 (補強設計) (耐震改修工事)
目的	○私立の高等学校等の教育の充実と質的向上を図るため、学校法人が設置する高等学校等における耐震補強工事を行う場合、その経費の一部を国が補助する	○幼稚園教育の振興に資することを目的に、学校法人が幼稚園の新築・増築・改築・耐震補強工事を行う場合、その経費の一部を国が補助する	○地震の際の住宅・建築物の倒壊等による被害の軽減を図るため、住宅・建築物の耐震性の向上に資する事業に対して、必要な助成を国が行う
対象建築物	○新耐震基準施行以前に建築された校舎、講堂、屋内運動場、児童生徒等の寄宿舎、食堂、課外活動施設及び学外研究施設 ※別途、現状の耐震性能を示す耐震診断結果(Is値、q値等)や耐震補強計画による耐震性能に関する要件あり	○新耐震基準施行以前に建築された園舎 ※別途、現状の耐震性能を示す耐震診断結果(Is値、q値等)や耐震補強計画による耐震性能に関する要件あり ※非木造建物について別基準あり	(耐震診断の場合) ○全ての建築物 (耐震改修の場合) ○災害時に重要な機能を果たす建築物 ○災害時に多数の者に危険が及ぶおそれのある建築物及びマンション等
制度内容 (対象事業)	○私立の高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、特別支援学校を設置する学校法人が耐震補強のための施設整備事業を行う場合に係る工事費・実施設計費・耐震診断に要する経費の一部を国が補助する ○耐震診断経費は、耐震補強の対象となる建物に係る耐震診断が対象(前々年度支出分まで)	○私立の幼稚園を設置する学校法人が耐震補強工事を行う場合に係る工事費・実施設計費・耐震診断に要する経費の一部を国が補助する	○民間事業者が行う、建築物の耐震性の向上に資する事業に対して地方公共団体が行う補助事業に対し、国が補助する
支援内容	○補助対象経費の限度額 ・1学校あたり400万円以上2億円以下(実施設計費は補助対象工事費の1%を限度) ○補助率 耐震補強工事(実施設計費含む)及び耐震診断に要する経費の合計の1/3以内 (地震による倒壊の危険性が高いものについては1/2以内)	○補助対象経費の限度額 ・1学校あたり400万円以上1億円以下(実施設計費は補助対象工事費の1%を限度) ・別途上限あり ○補助率 耐震補強工事(実施設計費含む)及び耐震診断に要する経費の合計の1/3以内 (地震による倒壊の危険性が高いものについては1/2以内)	(耐震診断) ○別途算出する「要する費用の限度額」の1/3以内かつ地方公共団体補助額の1/2以内(補強設計) ○「要する費用」の1/3以内かつ地方公共団体補助額の1/2以内(耐震改修) ○「耐震改修工事費に23%を乗じた額(別途上限有)」の1/3以内かつ地方公共団体補助額の1/2以内
備考	○増改築・増床工事に係る経費等の補助対象外経費及び補助対象となる学校法人の制限等、別途詳細要件あり	○補助対象となる学校法人の制限等、別途詳細要件あり	○地方公共団体の補助が要件(住宅以外の建築物に対する耐震診断の補助事業を有するのは現在5市町(奈良市、橿原市、生駒市、宇陀市、田原本町)のみ。住宅以外の建築物に対する補強設計、耐震改修工事については、現時点で活用不可)
担当部署 (所管省庁)	地域・振興部 文化・教育課 (文部科学省)	地域・振興部 文化・教育課 (文部科学省)	まちづくり推進局 建築課 (国土交通省)

※上記は、支援策の概要を示したものであり、各支援策には別途詳細な要件等があります。
※詳細については、各所管の担当部署にお問い合わせ下さい。

民間建築物の耐震化に関する支援策について(H23年度)【補助】 No.2

制度名	医療施設耐震化促進事業	医療施設耐震整備事業	社会福祉施設等施設整備費 国庫補助金
支援対象	耐震診断	耐震改修工事	耐震改修工事
目的	○災害時における医療提供体制を充実するため、建築物の耐震性の向上に資する事業に対して必要な助成を国が行う	○災害時における医療提供体制を充実するため、建築物の耐震性の向上に資する事業に対して必要な助成を国が行う	○社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする
対象建築物	○救急患者の受け入れを行う民間病院	○救急患者の受け入れを行う民間病院	○設置主体が社会福祉法人等である障害福祉施設等
制度内容 (対象事業)	○救急医療を担っている民間病院、その他災害時における医療の提供に必要な医療機関に対し耐震整備にかかる費用を補助する	○救急医療を担っている民間病院、その他災害時における医療の提供に必要な医療機関に対し耐震整備にかかる費用を補助する	○社会福祉法人等が設置する障害福祉施設等に係る施設整備事業（改築・大規模修繕等）に対し、国・県が補助する
支援内容	○基準額 3,000千円／1箇所 ○補助率 国 1/3 県 1/3	○基準額 32,700円×2,300㎡ 155,000円×2,300㎡(Is値0.3未滿の病院に限る) ○補助率 国 1/2	○要する経費の限度額 補助対象経費に 3/4 を乗じた額と国庫補助基準単価を比較し、いずれか低い方の額 (=国庫補助基本額) ○補助率 国 1/2 (国庫補助基本額の 2/3) 県 1/4 (国庫補助基本額の 1/3)
備考	○県の補助が要件	○県の補助が要件	○県の補助が要件
担当部署 (所管省庁)	医療政策部 地域医療連携課 (厚生労働省)	医療政策部 地域医療連携課 (厚生労働省)	健康福祉部 障害福祉課 (厚生労働省)

※上記は、支援策の概要を示したものであり、各支援策には別途詳細な要件等があります。
 ※詳細については、各所管の担当部署にお問い合わせ下さい。

民間建築物の耐震化に関する支援策について(H23年度)【補助】 No.3

制度名	次世代育成支援対策 施設整備交付金	安心こども基金 (H21～H23 時限措置)	介護基盤緊急整備特別対策事業 (H22・H23 時限措置)
支援対象	耐震改修工事	耐震改修工事	耐震改修工事
目的	○次世代育成支援対策の推進のため、都道府県整備計画又は市町村整備計画に基づく児童福祉施設等の施設整備事業に対して、国が交付する交付金	○待機児童解消、保育環境整備等のため、市町村の事業計画に基づく保育所の施設整備事業に対して、国の交付金を財源とする安心こども基金により補助を行う	○介護基盤の緊急整備、既存施設におけるスプリンクラー等整備、認知症高齢者グループホーム等防災改修等を支援
対象建築物	○設置主体が社会福祉法人である児童福祉施設	○設置主体が社会福祉法人等である保育所	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模特別養護老人ホーム ・小規模ケアハウス ・小規模老人保健施設 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・その他介護基盤の緊急整備特別対策事業の対象施設であって、都道府県知事が必要と認めた施設
制度内容 (対象事業)	○社会福祉法人が設置する児童福祉施設に係る施設整備事業（新設、修理、改造、拡張、整備）に対し、都道府県（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設等）または市町村（保育所）が行う補助事業に対し、国が交付金を交付する	○社会福祉法人等が設置する保育所に係る施設整備事業（新設、修理、改造、拡張、整備）に対し、市町村（保育所）が行う補助事業に対し補助	○上記に定める施設等の耐震改修等の防災補強改修及び利用者等の安全性確保等の観点から老朽化に伴う大規模な修繕等を実施する事業に対して、奈良県介護基盤緊急整備等支援基金により市町村を通じて補助
支援内容	○整備内容ごとに、交付基礎点数を算出し、その合計点数に1,000円を乗じて得た額と、対象経費実支出額等の1/2を比較して少ない方の額（整備定員×交付基礎点数）	○整備内容、定員等に基づく指定の基準額と、対象経費実支出額を比較して少ない方の額の3/4を国・市町村が補助（国1/2、市町村1/4・待機児童数等の要件により国・市町村の負担割合変動）	○上限額： 1施設あたり13,000千円または6,500千円
備考	<ul style="list-style-type: none"> ○県または市町村の補助が要件 ○H21～H23は保育所対象外（安心こども基金で実施） 	○市町村の補助が要件	
県の担当部署 (所管省庁)	こども・女性局 こども家庭課 (厚生労働省)	こども・女性局 子育て支援課 (厚生労働省)	健康福祉部 長寿社会課 (厚生労働省)

※上記は、支援策の概要を示したものであり、各支援策には別途詳細な要件等があります。
 ※詳細については、各所管の担当部署にお問い合わせ下さい。

民間建築物の耐震化に関する支援策について(H23年度)【補助】 No.4

制度名	奈良県企業定着促進補助金		
支援対象	耐震改修工事		
目的	○県内立地企業による安定的かつ継続的な企業活動を促進することを目的とし、工場・研究所の機能強化に対し支援する。		
対象建築物	○以下のすべての要件を満たす県内立地企業（製造業）の工場・研究所 ①県内に立地後、20年以上経過している企業 ②県内における常用雇用者が50人以上で、かつ総従業員に占める常用雇用者の割合が3分の2以上である企業		
制度内容 (対象事業)	○平成26年3月31日までに着工する事業で、以下のいずれかの要件を満たすもの ①機能強化に要する経費（土地の取得に要する経費を除く）が10億円以上 ※中小企業は5億円以上 ②県内新規常用雇用者が20人以上		
支援内容	○補助金 ・機能強化に要する経費の5% ・付帯経費の5% ・県内新規常用雇用者1人につき30万円（3年間の増加人数分） ・補助限度額1億円		
備考			
県の担当部署 (所管省庁)	産業・雇用振興部 企業立地推進課		

※上記は、支援策の概要を示したものであり、各支援策には別途詳細な要件等があります。
※詳細については、各所管の担当部署にお問い合わせ下さい。

民間建築物の耐震化に関する支援策について(H23年度)【融資等】 No.5

制 度 名	日本私立学校振興・共済事業団 融資制度	母子及び寡婦福祉資金貸付金	奈良の宿パワーアップ資金
目 的	○私立学校教育の振興に資することを目的に、学校法人・準学校法人が設置する私立学校の校舎等の施設設備整備に対し、その資金等の一部に対して貸付を行う	○母子家庭及び寡婦が現に居住する住宅を補修し、保全し、改築し、または、建設し、購入し、増築するのに必要な経費について資金の貸付を行う	○設備資金を低利で融資することにより、既存宿泊施設の魅力向上を図る
対象建築物	○学校法人・準学校法人の校舎、体育館、寄宿舍等	○母子家庭及び寡婦が現に居住し、かつ、原則として所有する住宅	○県内の宿泊施設
制度内容 (対象事業)	○学校法人・準学校法人が行う校舎、体育館、寄宿舍等の新築・増築・改築・買収等の事業に対し、日本私立学校振興・共済事業団が当該事業に要する資金等の貸付を行う。	○住宅の安全を維持するため、住宅自体または住宅の周辺の敷地等に対して行う措置に対して資金の貸し付けを行う。	○県内の宿泊施設の増築・改築及び設備の設置を行おうとする、県内の既存宿泊施設事業者で、その事業計画について知事の認定を受けた方
支援内容	<p>(融資上限額)</p> ○事業査定額、資産査定額、担保査定額の中で最も低い金額が上限 ○各査定額の算定基準あり(融資率) ○基準面積、単価を適用する場合：80%以内 ○基準面積、単価を適用しない場合：75%以内	<p>(貸付限度額)</p> ○貸付限度額 150万円 ○特別貸付(災害等により住宅が全壊した場合等) 200万円	○融資限度額 1億円以内 ○融資期間 15年以内(うち据置1年以内) ○融資利率 年1.835%【H23.3月までの借受者には、5年間県が2.0%の利子を補給(ただし、利率が2.0%の利子を下回る場合はその利率)】 ○担保・保証人 保証料利率：経営状況に応じた所定の料率 担保：必要な場合あり 連帯保証人：原則不要(法人の場合は代表者の保証が必要)
備 考	○この融資を受けて行った私立学校の設置者が行う大学院、大学、短期大学、高等専門学校、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の学校施設の整備事業における借入金の金利負担を軽減するための必要な経費を国が補助する別途制度あり(文部科学省私学助成課担当)	○住所地为管轄する福祉事務所の母子自立支援員に、あらかじめ相談要 ○申請までに現地調査を受けること ○連帯保証人1名必要	○信用保証協会の保証が必要
県の担当部署 (所管省庁等)	地域振興部 文化・教育課 (日本私立学校 振興・共済事業団)	こども・女性局 こども家庭課 (厚生労働省)	産業・雇用振興部 企業立地推進課

※上記は、支援策の概要を示したものであり、各支援策には別途詳細な要件等があります。
 ※詳細については、各所管の担当部署にお問い合わせ下さい。